

(4) ベトナム社会共和国「生物多様性法の規定の施行に関する詳述及び指導要領(2010年6月11日付)」(JBA 仮訳 2016年2月版)

政府 -----	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福 -----
政令第: 65/2010/NĐ-CP 号 <sup>1</sup>	2010年06月11日、ハノイ

**政令**

生物多様性法の規定の施行に関する詳述及び指導要領(JBA 仮訳)

**政府は、**

2001年12月25日付政府組織法に基づき、  
2008年11月13日付生物多様性法に基づき、  
天然資源環境大臣の提議に従い、

**以下の政令を定める。**

**第1条 規制範囲**

本政令は、生物多様性法の、生物多様性保全計画、保全区域、遺伝資源の保全及び持続可能な開発に係る規定の施行に関する詳述及び指導要領について定める。

---

<sup>1</sup> 原文は、[http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=25513](http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25513)  
(2016年2月12日最終アクセス)

**(JBA注)**

- JBAによる2016年2月時点での暫定的な翻訳であり、また最新の情報が反映されているものとは限りません。また、法令の解釈について、ベトナム政府と見解が異なる可能性もあります。
- 最新の正式な情報についてのご確認は、法令等の原文を参照のうえ、ベトナム政府のフォーカルポイントを通じて行われることをおすすめします。

## 第2条 適用対象

本政令は、ベトナムにおける生物多様性の保全及び持続可能な開発又はこれに関係する活動を直接行う、国内の組織、家庭、個人ならびに外国の組織、機関、個人及び海外在住ベトナム人に適用する。

## 第3条 国家生物多様性保全基本計画の策定及び承認の順序及び手続き

1. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省、関連する中央省庁及び中央省庁相当の機関、ならびに、地方省<sup>2</sup>及び中央直轄市の人民委員会（以下、地方省レベル人民委員会）と調整の上、以下の順序及び手続きに従い、国家生物多様性保全基本計画を策定し、評価を行い、その承認のため首相に提出する。

a) 生物多様性保全の必要性を特定するための調査を行い、国家生物多様性保全基本計画を策定する。

b) 関係する、中央省庁、中央省庁相当の機関及び地方省レベル人民委員会の意見を集める

c) 国家生物多様性保全基本計画を評価する

d) 国家生物多様性保全基本計画を、その承認のため首相に提出する

2. 天然資源環境大臣は、分野横断的評価協議会を設立し、評価のための主たる責任を負う。分野横断的評価協議会は、国家生物多様性保全基本計画の内容及び実現可能性について責任を負う。

分野横断的評価協議会の決定は多数決にて行われる。

分野横断的評価協議会は以下の9名で構成される。委員長は天然資源環境省の代表とし、他の構成員は、計画投資省、天然資源環境省、農業農村開発省、科学技術省、文化スポーツ観光省及び保健省、の局レベルの代表者ならびに生物多様性分野の専門家とする。

3. 国家生物多様性保全基本計画の承認のために提出する書類は以下の通り。

a) 国家生物多様性保全基本計画

---

<sup>2</sup> provinces の意 (<https://absch.cbd.int/countries>) (2016年2月4日最終アクセス)

- b) 分野横断的評価協議会の報告書
- c) 国家生物多様性保全基本計画に関する評価済みの戦略的環境評価報告書
- d) 関係する、中央省庁、中央省庁相当の機関及び地方省レベル人民委員会の意見書

#### **第4条 地方省及び中央直轄市の生物多様性保全基本計画の策定、評価及び承認の順序及び手続き**

1. 地方省レベル人民委員会は、以下の順序及び手続きに従い、その地方の生物多様性保全基本計画を策定し、評価を行い、その承認のため地方省レベル人民評議会に提出する。

a) 生物多様性保全の必要性を特定するための調査を行い、地方省又は中央直轄市の生物多様性保全基本計画を策定する

b) 関係する、局、部、分野及び郡レベル人民委員会の意見を集める

c) 地方省又は中央直轄市の生物多様性保全基本計画を評価する

d) 地方省又は中央直轄市の生物多様性保全基本計画を、その承認のため、地方省レベル人民評議会に提出する

2. 地方省レベル人民委員会の委員長は、分野横断的評価協議会を設立し、評価のための主たる責任を負う。分野横断的評価協議会は、地方省又は中央直轄市の生物多様性保全基本計画の内容及び実現可能性について評価する。

分野横断的評価協議会の決定は多数決にて行われる。

分野横断的評価協議会は以下の9名で構成される。委員長は地方省レベル人民委員会の代表とし、他の構成員は、地方省レベルの、計画投資局、天然資源環境局、農業農村開発局、科学技術局、文化スポーツ観光局及び保健局、の代表、天然資源環境省の局レベルの代表者ならびに生物多様性分野の専門家とする。

3. 地方省又は中央直轄市の生物多様性保全基本計画の承認のために地方省レベル人民評議会に提出する書類は以下の通り。

a) 地方省又は中央直轄市の生物多様性保全基本計画

b) 分野横断的評価協議会の報告書

c) 地方省又は中央直轄市の生物多様性保全基本計画に関する評価済みの戦略的環境評価報告書

d) 関係する、局、部、分野及び郡レベル人民委員会の意見書

## **第5条 中央省庁又は中央省庁相当の機関の生物多様性保全基本計画の策定及び承認**

1. 生物多様性保全について国家管理を担当する中央省庁及び中央省庁相当の機関は、国家生物多様性保全基本計画に基づき、自らの管理下にある生物多様性保全基本計画を策定する。

2. 中央省庁又は中央省庁相当の機関の生物多様性保全基本計画の策定、評価及び承認の順序及び手続きは、以下の通り規定される。

a) 生物多様性保全の必要性を特定するための調査を行い、中央省庁又は中央省庁相当の機関の管理下にある生物多様性保全基本計画を策定する

b) 関係する、組織及び個人の意見を集める

c) 天然資源環境省に生物多様性保全基本計画を評価するよう要請する

d) 生物多様性保全計画の承認する

3. 天然資源環境省は、中央省庁又は中央省庁相当の機関の生物多様性保全基本計画と国家生物多様性保全基本計画との整合性を評価する。

4. 中央省庁又は中央省庁相当の機関の生物多様性保全基本計画の承認のために提出する書類は以下の通り。

a) 中央省庁又は中央省庁相当の機関の生物多様性保全基本計画

b) 天然資源環境省の評価報告書

c) 生物多様性保全基本計画に関する評価済みの戦略的環境評価報告書

d) 関係する組織及び個人の意見書

5. 生物多様性保全について国家管理を担当する中央省庁及び中央省庁相当の機関は、天然環境資源省により評価された後、自らの生物多様性保全基本計画を承認する。

## 第6条 生物多様性保全基本計画の修正の順序及び手続き

1. 生物多様性保全基本計画は以下の場合に修正される。

a) 全国、分野又は地方の社会経済的開発目標の修正の必要要件がある場合、あるいは国防及び安全保障の必要要件がある場合

b) 国家土地使用計画又は社会経済的開発基本計画に修正がある場合

c) 他の代替案を審議したが、実施不可能なため、国家重点事業を実施することが必要な場合

d) 首相又は地方省レベル人民委員会の委員長の決定による、その他の特別な場合

2. 生物多様性保全基本計画を策定、評価、承認及び通過する機関は、生物多様性保全計画の修正を策定、評価、承認、通過する。

3. 修正生物多様性保全基本計画の策定、評価及び承認の順序及び手続きは、本政令の第3条、第4条及び第5条にある生物多様性保全基本計画の策定、評価及び承認についての規定に従う。

4. 生物多様性保全基本計画の修正点は、公開される。

## 第7条 保全区域の分類基準

1. 国家レベル自然保護区、野生生物保護区及び景観保全区域は、生物多様性法の第17条、第18条2項、第19条2項及び第20条2項に特定される主要な基準を満たす保全区域である。

2. 地方省レベル自然保護区とは、以下の主要な基準を満たす保全区域である。

a) その地方にとって重要なあるいは特異的な自然生態系、又はその地方の諸生態系を代表する自然生態系、を有する

b) 科学研究、教育、観光及び保養に資する特別な生態的及び環境的価値を有する

3. 地方省レベル野生生物保護区とは、以下の主要な基準を満たす保護区域である

a) 自然での利用禁止リストに属する野生種の、常時あるいは季節的な生息域、又は渡りをする種が繁殖あるいは避難する場である

b) 科学研究、教育、観光及び保養に資する特別な生態的及び環境的価値を有する

4. 地方省レベル景観保全区域とは、以下の主要な基準を満たす保全区域である。

a) 国家レベル景観保全区域の基準は満たさないが、景観及び独自の自然美を有する

b) 科学研究、教育、観光及び保養に資する特別な生態的及び環境的価値を有する

5. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省と調整の上、国際的、国家的及び地方的に重要であり、地方の諸自然生態系に特異的であるか又はこれを代表し、景観及び独自の自然美を有し、科学研究、教育、観光及び保養に資する特別な生態的ならびに環境的価値をもつ、自然生態系の決定を具体的に指導する連名の通達書を公布する。

## 第 8 条 国家レベル保全区域設置事業計画の立案及び評価に対する責任

1. 国家レベル保全区域設置事業計画の立案に対する責任は以下に規定される。

a) 地方省レベル人民委員会は、管理下にある地域内の国家レベル保全区域設置事業計画を立案する

b) 農業農村開発省が主たる責任を負い、関係する地方省レベル人民委員会と調整の上、2 つ以上の地方省及び/又は中央直轄市にまたがる特別利用林又は海域における国家保全区域設置事業計画を立案する

c) 天然資源環境省が主たる責任を負い、関係する地方省レベル人民委員会と調整の上、2 つ以上の地方省及び/又は中央直轄市にまたがる、本項 b の対象ではない、湿地、石灰岩の山、未使用地の地域及び混合生態系を有する地域における国家保全区域設置事業計画を立案する

2. 地方省レベル人民委員会は分野横断的評価協議会を設立し、本条 1 項 a に規定される保全区域設置事業計画の評価を行う。天然資源環境省は、分野横断的評価協議会を設立し、本条 1 項 b 及び c に規定される保全区域設置事業計画の評価を行う。

3. 分野横断的評価協議会は、少なくとも7名で構成され、特に以下の規定に従う。

a) 本条1項aに規定される保全区域設置事業計画の分野横断的評価協議会の構成は、委員長を地方省レベル人民委員会の代表とし、他の構成員は地方省レベルの、計画投資局、天然資源環境局、農業農村開発局、科学技術局及び文化スポーツ観光局、の代表、及び天然資源環境省の局レベル代表者、ならびに生物多様性分野の専門家とする

b) 本条1項b及びcに規定される保全区域設置事業計画の分野横断的評価協議会の構成は、委員長を天然資源環境省の代表とし、他の構成員は天然資源環境省、農業農村開発省、科学技術省及び文化スポーツ観光省、の局レベルの代表、及び国家レベル保全区域を設置する予定地の地方省レベル人民委員会の代表者、ならびに生物多様性分野の専門家とする

4. 保全区域設置事業計画の評価は以下を対象とする。

a) 保全区域設置基準を満たす程度

b) 保全区域の地理的位置、境界、面積とその機能的区画及び緩衝地帯

c) 保全区域内の自然生態系回復事業計画

d) 保全区域の管理規定

e) 事業計画評価機関の要請によるその他の内容

5. 地方省レベル人民委員会は、その管理下にある国家保全区域設置事業計画の書類を、決定のため首相に提出する前に、書面にて公式な意見を得るために天然資源環境省に提出する。

## **第9条 保全区域の管理責任**

1. 地方省レベル人民委員会は、管理下にある地域内の保全区域を管理する。

2. 農業農村開発省は、2つ以上の地方省及び/又は中央直轄市にまたがる陸上特別利用林及び海域における国家レベル保全区域を管理する。

3. 天然資源環境省は、2 つ以上の地方省及び/又は中央直轄市にまたがる、本条 2 項の規定の対象ではない、湿地、石灰岩の山、未使用地の地域及び混合生態系を有する地域にある国家レベル保全区域を管理する。

#### **第 10 条 保全区域内において合法的に生活する家庭及び個人の権利と責任**

1. 保全区域内において合法的に生活する家庭及び個人とは、土地法に従い居住地を利用する合法的な権利を有する者のことである。

2. 保全区域内に合法的に生活する家庭及び個人は生物多様性法第 30 条に規定する権利及び義務ならびに以下の権利及び義務を有する。

a) 農業耕作、水産物の養殖及び法律によって禁止されていないその他の目的のために土地、水面及び森林の利用における優先権を受けること

b) エコツーリズムや法律に反しないその他のサービスのために、保全区域を利用する事業計画の立案において優先権を受けること

c) 保全区域の雇用及び管理において優先権を受けること

d) 観光サービスの商業的提供、資源の利用、保全区域支援事業計画及び保全区域内の遺伝資源へのアクセス、から生じる利益ならびに法律に基づくその他の利益を受けること

e) 森林の保護と開発に関する法律に基づき森林を保護すること

#### **第 11 条 生物多様性法の発効日前に設置された保全区域の移行**

1. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省と調整の上、生物多様性法の発効日前に設置された保全区域についての見直しを 2012 年 12 月 31 日より前に終了する。

2. 生物多様性法及び本政令に基づき、保全区域が主要な基準を満たしているかどうかを検査する。主要な基準を満たさない保全区域を移行するための事業計画を立案する。

3. 保全区域を移行するための事業計画の立案における責任は以下に規定する。

a) 地方省レベル人民委員会は、管理下にある地域の保全区域について、調査及び評価を行い、移行事業計画を立案する

b) 農業農村開発省は、2 つ以上の地方省及び/又は中央直轄市にまたがる陸上特別利用林及び海域における国家レベル保全区域の調査及び評価を行い、移行事業計画を立案する

c) 天然資源環境省は、2 つ以上の地方省及び/又は中央直轄市にまたがる、本項 b の規定の対象ではない、湿地、石灰岩の山及び未使用地の地域ならびに混合生態系を有する地域にあるが、国家レベル保全区域の調査及び評価を行い、移行事業計画を立案する

4. 本条 3 項に規定される、保全区域移行事業計画の立案について責任を有する機関は、保全区域の移行に関する決定のために首相に提案する。

## **第 12 条 優先的保護種のリストに記載すべき、絶滅が危惧され、貴重かつ希少な種を特定するための基準**

1. 野生動植物種、植物品種、家畜の系統、微生物及び菌類で、優先的保護種のリストに記載すべき、絶滅が危惧され、貴重かつ希少な種(以下、優先的保護種)とは、以下の基準を満たすものである。

a) 絶滅の危機に瀕している

b) 固有種であるか、又は特別な科学的、生態学的、景観的、環境的又は文化的・歴史的な価値を有する

2. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省及び文化スポーツ観光省と調整の上、特別な科学的、生態学的、景観的、環境的又は文化的・歴史的な価値を有する種の決定を具体的に指導する連名の通達書を公布する。

## **第 13 条 優先的保護種の管理及び保護制度**

1. 優先的保護種の状況に関する、目録作成及び評価は以下の通り規定される。

a) 適切な保護計画を採用するため、5 年毎に一度、優先的保護種の生息地の状況調査、数量確認及び評価を行う

b) 優先的保護種の常時又は季節的自然生息地として保全区域を設置するため、区画整理及び事業計画の立案を行う

2. 優先的保護種の書類編纂は、以下の通り規定される。

a) それぞれの優先的保護種毎に、数量、分布、生息地の状況、絶滅の脅威及び当該種の保全に関連するその他の詳細を特定した個別の書類を編纂する

b) 優先的保護種の書類は、5年毎に一度、実際の調査統計に基づいて更新する

c) 優先的保護種の書類は、当該種を直接保全する機関、当該種を管理する中央省庁及び天然資源環境省にて保管するため3部作成する

3. 優先的保護種の保全については、以下の通り規定される。

a) それぞれの優先的保護種の保全は、個々の保全プログラムの下で行われ、一つの担当機関に委任される

b) 優先的保護種が、常時又は季節的な自然生息地を失った場合、生物多様性保全施設で育成される

c) 優先的保護種の遺伝サンプルは、生物多様性保全の目的のために永久保存される

4. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省と調整の上、優先的保護種の保全に対する責任及び保全制度ならびに保全プログラムの立案、承認及び実施について、指導する連名の通達書を公布する。

#### **第14条 優先的保護種のリストへの記載又は削除の要請書類の評価の順序及び手続き**

1. 優先的保護種のリストへの記載又は削除の要請書類を評価する責任は、以下の通り規定される。

a) 農業農村開発省は、優先的保護種及び陸上森林生態系の動植物種の優先的保護種のリストへの記載又は削除の要請書類の評価を行う

b) 天然資源環境省は、本項 a に規定されない、海洋、湿地、石灰岩の山、未使用地及び混合生態系における種の優先的保護種のリストへの記載又は削除の要請書類の評価を行う

2. 有効な書類を受領した日から60日以内に、本条1項に規定される機関は書類を評価し、申請者にその評価結果を送付する。農業農村開発省が書類を評価した場合は、天然資源環境省に評価結果を送付する。

3.天然資源環境省は、提案書類及び評価結果を受領してから 45 日以内に、優先的保護種のリストへの記載又は削除についての提案書類の要約を作成し、首相に提案する。

### **第 15 条 優先的保護種の生物多様性保全施設への導入及び当該種を自然生息地に放出する際の権限、順序及び手続き**

1. 地方省レベル人民人委員会は、優先的保護種を育成又は栽培のために自然生息地から生物多様性保全施設への導入すること及び当該種を救護施設から自然生息地に放出することを承認する。

2. 優先的保護種を育成又は栽培のために自然生息地から生物多様性保全施設へ導入すること及び当該種を救護施設から自然生息地に放出する際の順序及び手続きは以下の通り規定される。

a) 生物多様性保全施設の所有者は、自らの施設における優先的保護種を育成する、又は当該種を自然生息地に放出する事業計画を立案し、本条 1 項に規定される権限を有する機関に提出する

b) 完全かつ有効な書類を受領した日から 60 日以内に、地方省レベル人民委員会は事業計画及び優先的保護種の状況を検討し、当該種を生物多様性保全施設にて育成すること又は当該種を自然生息地に放出することを承認する

3. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省と調整の上、生物多様性保全施設における優先的保護種の育成及び優先的保護種を自然生息地に放出することの事業計画の策定、ならびに生物多様性保全施設への優先的保護種の受け渡し及び優先的保護種を自然生息地に放出する際の条件、順序及び手続きに関する連名の通達書を公布する。

### **第 16 条 優先的保護種の遺伝資源及び遺伝サンプルの育成、栽培、救護、及び保存の条件**

1. 生物多様性保全施設は、優先的保護種の育成及び栽培を認める証明書を取得できる。

2. 野生生物救護施設の設立は、優先的保護種の救護に関する必要要件を満たさなければならない。

3. 優先的保護種の遺伝資源及び遺伝サンプルは研究所及びジーンバンクで永久保存される。

4. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省と調整の上、野生生物の救護ならびに優先的保護生物の遺伝資源及び遺伝サンプルの永久保存について具体的に指導する連名の通達書を公布する。

#### **第 17 条 生物多様性保全施設の設立登録及び証明書の交付と取消**

1. 生物多様性保全施設の設立を希望する組織又は個人は、生物多様性保全施設の設立予定地の地方省レベル人民委員会に要望書を提出する。

2. 生物多様性保全施設の設立申請書類は、生物多様性法第 42 条 3 項の規定による。

3. 完全かつ有効な書類を受領した日から 60 日以内に、地方省レベル人民委員会は生物多様性保全施設の申請書類を審議し、証明書を交付する。却下する場合は、申請者に対し理由を明確に述べた通知を発出する。

4. 地方省レベル人民委員会は、以下の場合に生物多様性保全施設の証明書を取り消す。

a) 生物多様性保全施設が、生物多様性法第 42 条 2 項に規定する条件のうちのいずれかを満たしていない場合

b) 証明書の取得後 12 カ月以内に、生物多様性保全施設が活動してしない場合

c) 生物多様性の保全及び持続的可能な開発において、不法行為を犯した場合

d) 法律に規定される、その他の場合

5. 生物多様性法の発効日前に設立され、生物多様性法第 42 条 2 項に規定する条件を満たさない生物多様性保全施設は、2012 年 12 月 31 日までに証明書を取得するために、これらの条件を追加的に満たすこと。

6. 天然資源環境省は、生物多様性保全施設を設立する事業の主な内容を含む申請の様式及び生物多様性保全施設の証明書の様式について指導する。

#### **第 18 条 遺伝資源へのアクセスの順序及び手続きならびに遺伝資源アクセス許可書の交付**

1. 遺伝資源へのアクセスを希望する組織又は個人は、遺伝資源アクセス許可書を取得するために、生物多様性法第 57 条 1 項、2 項及び 3 項に規定される手続きを実施する。

2. 遺伝資源へのアクセスの順序及び手続きは、以下の通り規定される。

- a) 遺伝資源へのアクセスを希望する組織又は個人は、遺伝資源を有する地の地方省レベル人民委員会に対し、書面にて登録する
- b) 地方省レベル人民委員会により遺伝資源へのアクセスの登録が承認された後、申請者は、遺伝資源へのアクセス及び利益配分について、遺伝資源の管理を委任されている組織、家庭又は個人との合意書に署名する。この合意書は、遺伝資源へのアクセスが実施される地のコミューン（訳注：ベトナム語では“xa”）レベル人民委員会の認証を得る
- c) 申請者は、本条3項に規定される権限ある機関に、遺伝資源へのアクセス許可書の申請書類を提出する

3. 遺伝資源へのアクセス許可書は以下の通り規定される。

- a) 天然資源環境省は、優先的保護種に対し、遺伝資源アクセス許可書を交付する
- b) 地方省レベル人民委員会は、本項 a に規定されていないその他の場合について遺伝資源へのアクセス許可書を交付する
- c) 完全かつ有効な書類を受領した日から45日以内に、本項 a 又は b に規定される機関は、書類を審議し、遺伝資源アクセス許可書を交付する。却下する場合は、申請者に対し理由を明確に述べた通知を発出する
- d) 遺伝資源アクセス許可書は、遺伝サンプルが調査され、収集が行われる地のコミューンレベル人民委員会及びアクセスの対象となっている遺伝資源の管理を委任されている組織又は個人に送付される

地方省レベル人民委員会により公布された遺伝資源アクセス許可書は、天然資源環境省に送付される。

## 第19条 遺伝資源へのアクセスにより得られる利益の管理及び配分

1. 遺伝資源へのアクセスにより得られる利益は、関係者に以下の形で配分される。

- a) 研究及び開発の成果、商業製品生産の成果ならびに遺伝資源の商業製品の取引から得られる利益、の配分

- b) 遺伝資源の研究及び開発における協力ならびに遺伝資源に関する科学技術情報
- c) 遺伝資源提供者に対する遺伝資源の開発技術の移転
- d) 遺伝資源の研究及び開発における研修ならびにその能力向上
- e) 地方経済開発、公共工事開発及び貧困減少支援への貢献
- f) 現金又は現物による配分
- g) 合意書及び遺伝資源アクセス許可書に従った他の形式
- h) 知的財産法に基づく、遺伝資源へのアクセスから生じる創造に対する知的財産権

2. 遺伝資源へのアクセスにより得られ、関係者間に配分されるべき利益の総額は、許可の過程及び関係者間の合意の下で決定されるが、金銭換算した場合の総利益の 30%を下回ってはならない。

3. 天然資源環境省が主たる責任を負い、農業農村開発省及び財務省と調整の上、国家により管理され、遺伝資源へのアクセスから配分される利益の管理及び使用について指導する連名の通達書を公布する。

## **第 20 条 遺伝資源に関する情報の提供、共有及び公開**

1. 遺伝資源についてのデータベース又は情報を持つ、中央省庁、中央省庁相当の機関及び地方省レベル人民委員会は、遺伝資源に係る国家データベースの設立と統一管理のため、これらを天然資源環境省に提供する。

2. 国家は、関連する機関、組織及び個人に、社会経済的開発に資するため、遺伝資源についての情報を共有することを奨励する。

3. 国家機関により管理されている、遺伝資源についての国家データベース又は情報は、国家機密を除き、公開される。

4. 天然資源環境省は、公共のアクセスのため、遺伝資源についての国家データベースを省のウェブサイト上に公開する。

## 第 21 条 実施条項

1. 本政令は 2010 年 7 月 30 日に発効する。
2. 大臣、中央省庁相当の機関の長、政府付属機関の長ならびに地方省レベル人民委員会及び中央直轄市人民委員会の委員長は、本政令を実施する。

### ベトナム政府代表

### グエン・タン・ズン首相

#### 受取先:

- 共産党中央書記委員会;
- 政府首相、副首相;
- 中央省庁、中央省庁相当機関、政府直属機関;
- 汚職防止中央指導事務局;
- 地方省、中央直轄市人民評議会、人民委員会;
- 党中央事務局、委員会;
- 国家主席事務局;
- 国会民族評議会、各委員会;
- 国会事務局;
- 最高人民裁判所;
- 最高人民検察院;
- 国家監査院;
- 国家財務監査委員会;
- 社会政策銀行;
- ベトナム開発銀行;
- ベトナム祖国戦線中央委員会;
- 各団体の中央機関;
- 政府官房: 担当大臣、副担当、ポータルサイト、直属各局、  
部署、公報;
- 保管: 文書、KGVX (5b)